



平成24年(2012年)  
4月 第34号

編集・発行  
寝屋川市立消費生活センター  
〒572-0041  
寝屋川市桜木町5番30号  
事務所TEL 072-828-0428  
相談専用TEL 072-828-0397  
FAX 072-838-9910

# くらしねっと

〈E-mail〉 syouhi@city.neyagawa.osaka.jp



消費生活センター



消費生活講座

## 消費者問題に関する2011年の10大項目

2011年は、3月11日に東日本大震災が発生し、それに関連して様々な消費者トラブルが生じた年となった。また、国民生活センターのありかたに関する議論を契機として、消費者行政の在り方にも注目が集まった。

- ★ 東日本大震災が発生。関連した相談が多く寄せられる
- ★ 放射性物質に関する不安が広がる
- ★ 劇場型（買取業者が登場する儲け話）、後を絶たず
- ★ 和牛預託オーナー制度を運営する安愚楽牧場が倒産
- ★ 旧茶のしずく石鹸による小麦アレルギー、重篤な症例も
- ★ ユッケによる集団食中毒事件発生
- ★ 賃貸住宅をめぐる最高裁判決相次ぐ
- ★ 規制仕分けを受け、悪質マンション勧誘、貴金属などの買い取りサービスに対し規制強化へ
- ★ 集団的消費者被害救済制度など、消費者の利益を守る制度導入に向け検討進む
- ★ 国民生活センターの在り方の見直しに係わる議論進む



### 目次

- 消費者問題に関する2011年の10大項目
- ターゲットは高齢者!!
- 「訪問販売お断りシール」を活用していますか?

## 「訪問販売お断りシール」を活用していますか?

—「訪問販売」による勧誘をしてほしくないという意思を示すものです—

### 悪質な訪問販売による被害が後を絶ちません!

「訪問販売」は業者が突然自宅に訪問して、浄水器や新聞などの商品や屋根、リフォーム工事などの契約を勧めるものです。

屋間の在宅率の高い高齢者に被害が多く、勧誘内容に問題が多い販売方法です。

「訪問販売」では、勧誘してほしくない意思を示している人に対して勧誘することは大阪府消費者保護条例に違反します。

消費生活センターでは広報1月15日号と共に右の「訪問販売お断りシール」を全戸配布しました。市内の多くの家庭でシールが活用されています。

### 使い方

シールを玄関やインターホンの近くなど、業者の目につきやすいところに貼りましょう。

「訪問販売お断りシール」を貼ってあっても業者が来た場合には、

- \* 「いません」
- \* 「関心がありません」
- \* 「お断りします」
- \* 「帰ってください」

ドアを開けずに、契約する意思のないことをはっきり伝えましょう。

\*断っても業者が帰らないときは、警察に通報しましょう。

訪問販売お断りシール



↑悪質な訪問販売を断りたいとき ↑すべての訪問販売を断りたいとき

玄関やインターホンの近くに貼ってご利用ください。

### 訪問販売お断りシール

シールを貼ることで、勧誘販売を断っている意思表示になります。貼っているにもかかわらず、勧誘を受けた場合は、はっきりと「いません」と断ってください。契約しない意思表示を示しているのに、勧誘を繰り返したり、再び勧誘のために訪問したりすることは禁止されています。

商品やサービスなど消費生活に関する相談は…

寝屋川市立消費生活センター  
☎072-828-0397  
受付時間 9:00~12:00  
13:00~16:00  
(日曜、祝日、年末年始は除く)  
大阪府警察本部悪質商法110番  
☎06-6941-4592

電話勧誘の断り方

- 「いません」ときっぱり言って、電話を切りましょう。
- 電話が何度も掛かってきても話は聞かないようにしましょう。

契約は慎重に…

- 急いで契約せずに、内容をよく検討しましょう。

発行：平成24年1月15日 寝屋川市立消費生活センター

## ひとりで悩まないで!

ご相談は……

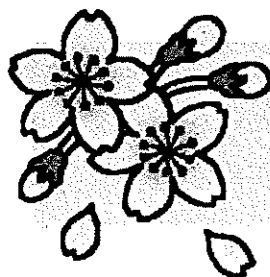
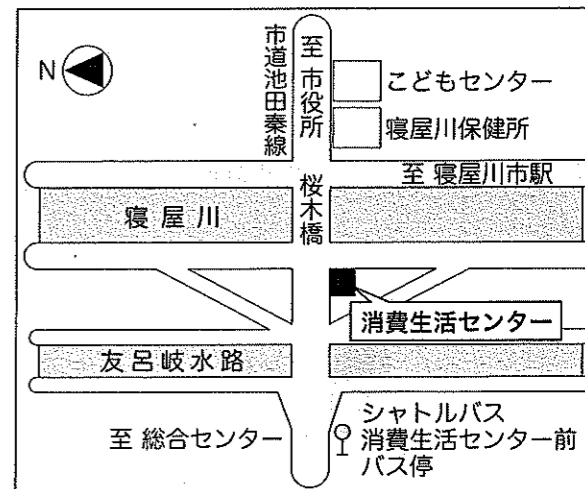
寝屋川市立消費生活センター  
(桜木町5番30号)へ

相談受付時間：月曜日から土曜日  
(祝日・年末年始は除く)  
午前9時から午後4時  
(正午から午後1時は除く)

でんわ : 072-828-0397  
ファックス : 072-838-9910

消費者問題の専門家による日曜日の相談  
(年末・年始は除く午前10時~午後4時)  
(社) 全国消費生活相談員協会  
でんわ 06-6203-7650

消費生活センター



消費生活講座より

「遺言書の書き方」

講師：弁護士 村上 覚朗 氏

平成 24 年 2 月 15 日開催の講座の要旨をまとめました。

《遺言書の種類》

遺言書は下記のように 3 種類あります。それぞれの特徴を説明します。

- ①自筆証書遺言・・・自ら作成するもの
- ②公正証書遺言・・・(原則) 公証役場において、2人以上の証人の立ち会いを得て公証人に遺言の内容を告げ、公証人に作成してもらうもの
- ③秘密証書遺言・・・遺言者が遺言書を作成し、封印したうえで公証人と証人 2 人の前で封書を提出するもの(手続きが煩雑)→利用者は少ない

	メリット	デメリット
自筆証書遺言	・手軽に作成できる ・費用がかからない	・無効になる可能性がある ・死後、*検認手続が必要
公正証書遺言	・争いになる可能性が低い ・死後、検認手続が不要	・費用がかかる ・証人が必要

\*遺言書開封に必要なとなる家庭裁判所での手続

(公正証書遺言をしておくことが好ましい場合)

- 文字を書くのが苦手
- 遺産が多くて複雑
- 条件付きでの相続を考えている
- 複雑な家庭環境
- 個人事業を行っている
- 同族企業の経営者で過半数の株をもっているなど

(公正証書遺言を作成する際は、事前に弁護士等の専門家に依頼することをお勧めします)

終わりに あなたが今元気だからこそ遺言書を書きましょう

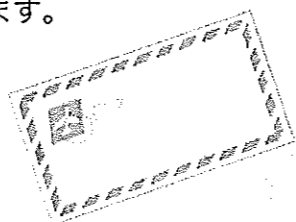


あなたに送られてきていませんか？  
—海外宝くじのエアメール—  
海外宝くじの相談が増加傾向にあります。

「高額賞金が当選!？」

「50億円の当選金総額の一部を勝ち取る方法はいかに」「当選者へ特賞賞金金額210万円保証済み、最終通知です支払い承認用紙を5日以内に投函」「無料検査レポート人生を豊かにできるようにアンケートを送ってください。」

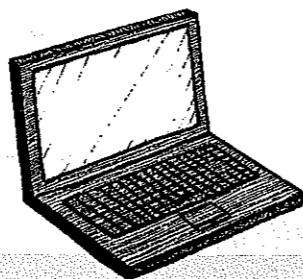
等の文言が書かれてあり、いかにも高額賞金が当選したように書かれてありますが、賞金を受け取るためには、2,000円ほどの現金を送るか、クレジットカードで支払うようになっています、そこから当選者が決まるように書かれています、当選結果の確認が不明など不審な点が多くあります。



アドバイス

- ①申し込んでもいないのに「当選した」「当選確実」などの甘い話に乗らない
- ②信用できない相手には、クレジットカード番号などを絶対に教えない
- ③申し込むとさらなる情報漏洩の可能性があるので、電話番号は教えない
- ④国内での取引は、違法行為に当たるので絶対に申し込まない
- ⑤相談は、消費生活センターへ

ターゲットは高齢者!!!



あなたはお金を請求されたこと  
ありませんか!

「事例」

パソコンでアダルト動画サイトを見て、年齢認証をクリックしたら高額な請求がきた。画面が消えない。(74歳男性)

73歳の父がメールで3億円振り込むと言われサイトに会員登録した。3億円を受けとるために現金を振り込んだ。

携帯電話に、総合情報有料サイトの退会処理が未処理で料金発生というメールが届いた。身に覚えがない。(69歳男性)

身に覚えのない請求には  
すぐに応じず消費生活センターにご相談ください。

平成 24 年度 消費者庁 消費者月間統一テーマ  
「安全・安心 いま新たなステージへ」

うまい話にはご用心!!!

利殖商法

大事なお金が狙われています!!

ここ数年に渡って、高齢者が狙われる代表的な手口の一つとして『利殖商法』があげられます。金融商品・権利などを購入し、高額な配当や利益を得ることができるといううたい文句で勧誘が行われますが、トラブルが非常に多く発生しています。

最近の勧誘で使われる代表的な商品  
未公開株、社債、転換社債、医療機関債、ファンド型商品、外国通貨(スーダンポンド、イラクディナールなど)



あやしい勧誘を見分けるポイント

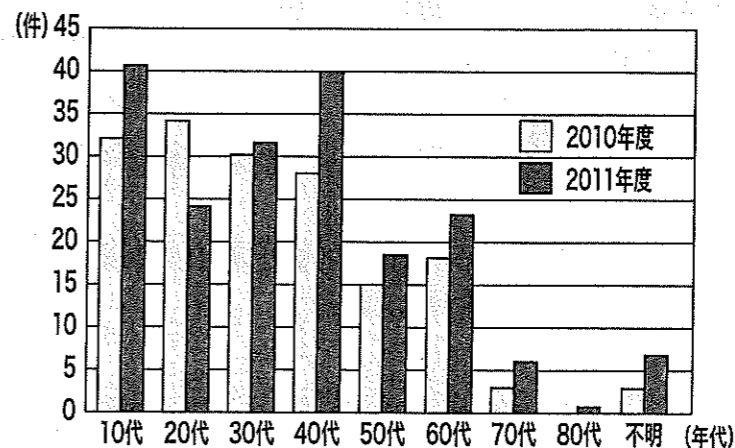
- ◎こんな言葉は赤信号!  
「必ず儲かります」  
「元本保証、高配当」  
「買ってくれたら、高値で買い取ります」  
「前の損失を回復します」
- ◎複数の業者や人物が登場!  
お得な話を強調し、勧誘を繰り返す  
弁護士、公的機関を名乗り、被害回復すると言う

アドバイス

- 高金利、高配当をうたう儲け話を安易に信じてはいけません。理解できない話は断りましょう。
- 業者にお金を渡した後に連絡が取れなくなるケースもあります。
- うまい話があなたのもとに転がり込んでくることはありません。話は聞かない、契約しない、きっぱり断ることが、あなたの大事な資産を守ることに繋がります。

携帯・パソコンのアダルトサイト

寝屋川市における年代別アダルト情報サイト相談件数



高齢者のアダルトサイトの相談件数が昨年度に比べ増加しています。

【張り付いた請求画面の消し方】

パソコンにワンクリック詐欺の請求画面が貼り付いても、慌ててお金を振り込んだり、電話やメールでアダルトサイト業者と連絡を取らないようにしましょう。

請求画面が消えない場合の対処方法が情報処理推進機構(IIPA)のホームページで紹介されています。